

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成30年10月4日（平成30年（独個）諮問第50号）

答申日：平成30年11月21日（平成30年度（独個）答申第35号）

事件名：特定年月実施の職員採用試験において本人の合否判定の材料として用いられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月実施の職員採用試験における得点等合否判定の材料として用いられた文書等」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「日本私立学校振興・共済事業団職員採用試験 第二次試験（第一次面接）結果一覧表」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、教養欄の満点の点数部分及びグループディスカッション欄内の枠の部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月23日付け私事総第19号により日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原則全部開示とするよう求めるとともに、その他の書類についても開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）原処分について、原則全部開示とするよう求める理由

原処分については、以下の3か所を非開示と決定したという旨が記載されています。

ア 教養欄の満点の点数

イ グループディスカッション欄の試験官名、各試験官の面接評価

ウ 上記イ（注：グループディスカッション欄の試験官名、各試験官の面接評価）の枠

これについて、ア及びウは全て開示、そしてイについては試験官名を除く部分を開示請求します。

アについて、満点の点数を公表しても採用試験の事務の遂行に何ら影響がないものと考えます。

前提として教養試験の問題数は、第一次試験受験者であれば誰もが知ることができる情報で、自らの正答状況と問題数を比較することで満点を類推することも可能です。また、採用者の選抜において総合的な評価をしている状況では、教養試験の満点の点数が公表されたところで、第二次試験以降の試験の得点の比率等が公表されていないことから、事業団が危惧すると想定される試験の対策をすることは事実上困難であり、事業団が想定する適正な事務の遂行に支障を及ぼすという可能性は限りなく低いものと考えます。

ウについても同様に、開示したとしても事業団の事務遂行に何ら支障を与えないものと考えます。第二次試験受験者であれば、試験官の人数は誰もが知ることができる情報であり、人物試験等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものであるとは考えづらいものです。そもそも、試験官の人数はその会場にいる人間が誰もが把握できる情報であり、その内容について全試験の終了後においても秘密を保持しなければならない旨の文書を交わして秘密の保持をするようなこともされていません。

これに関連して、行政機関の採用試験では、試験官の人数が公表されている場合もあるほか、試験官の人数は公表されていないところでは雑誌等でその人数が報じられる状況が見受けられます。しかし、これによって事務遂行が困難になったという事例は管見の限りないと承知しています。

イについては、各試験官の面接評価について積極的な開示を求めます。試験官名は、過去の同種の開示事例においても、適正な評価を行う上で支障が生じる旨が認定され、開示されることはなかった状況や経緯を踏まえると、開示は困難であることは理解します。

しかし、匿名である面接官のその評価について開示することは、その収入の多くを政府からの出資、財政投融資に依存している事業団が国民に対して、公平・公正な採用選考を実施していることの証左ともなります。そもそも、匿名の面接官の評価を開示したところで、その面接官を特定することは困難であり、採用事務に支障はないものと考えます。

また国家公務員の採用試験の面接試験では、試験官個別の評価は開示されていないものの、その面接試験の最終的な評価は、受験者に開示されており、多くの受験生がそれを参考にしているところですが、国家公務員の採用試験でそれによる不都合が生じたということは管見の限りないと承知しています。

- (2) 開示する保有個人情報について、その他の書類についても開示を求める理由

第二次試験においては適性検査として「特定検査」も実施されています。これについては、検査用紙の原本を送付した上で結果の用紙が送られると実施業者である特定企業がウェブサイト上で公表をしています。

そこから類推すると事業団は当該情報も保有しているものと考えられます。今回、請求しているのは合否の判定に用いられた資料の全てで、その内容について事前に審査請求人に対して調整をしていないという状況を踏まえると、改めてその資料について精査した上で全ての開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象保有個人情報について

日本私立学校振興・共済事業団職員採用試験 第二次試験（第一次面接）  
結果一覧表

#### 2 不開示とした部分の理由について

法14条5号柱書き（事務の適正な遂行に支障）に該当

##### （1）教養欄の満点の点数

本件の試験は事業団の独自試験として行ったものであり、その一次試験として、教養試験を行っているが、何点満点の試験であるかは公表しておらず、開示すると一問が何点の試験か、または傾斜配分の有無等が推定されるおそれがあり、今後の採用試験の参考とされ、採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書きに該当するので、不開示とした。

##### （2）グループディスカッション欄の試験官名、各試験官の面接評価

###### ア グループディスカッション欄の試験官名

人物試験における評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験官が受験者との面接で気づいた点や感じた点を基に率直に評価及び判定を行い得る状況が必要である。

試験官名を開示すると、評価における表面的な不一致を指摘されたり、評価に対する質問や苦情、批判、いわれなき非難等がされるおそれがあることから、受験者に対する適切な評価に支障をきたすなど、面接試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当するので、不開示とした。

###### イ 各試験官の面接評価

面接試験の評価は、面接官が受験者を評価し、段階の評価を行っているものである。また、何段階の評価を行っているかは、公表していない。

この評定の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験官が受験者のグループディスカッションにおいて観察したこと、感じたことを基に、率直に評価を行えることが前提となっている。

もし、この評価が開示されれば、表面上の不一致等や、判定に対する質問や苦情が寄せられるおそれがあり、率直な意見が面接評価に反映されにくくなり、適正な評価に支障を及ぼすことが想定される。

以上のことから、法14条5号柱書きに該当するので、不開示とした。

### (3) 上記(2)の枠

グループディスカッションは、複数名の採用担当者が入室しているが、そのうちの何人が面接評価を行っているのかは公表していない。

もし、これを開示すると、どの試験官が面接評価をしているのかを推測されるおそれがあり、試験官が観察したこと、感じたことを基に出された率直な意見が面接評価に反映されにくくなり、人物試験等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当するので、不開示とした。

以上の理由により、上記の部分は不開示としたものである。

なお、本件開示請求の内容は、本件対象保有個人情報の「日本私立学校振興・共済事業団職員採用試験 第二次試験（第一次面接）結果一覧表」にすべて記載している。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年10月4日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同月22日      | 審議                |
| ④ | 同年11月5日    | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月19日      | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本人が受験した事業団職員採用試験（以下「本件試験」という。）における合否判定材料として用いられた文書等に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、教養欄の満点の点数部分、グループディスカッション欄の各試験官の面接評価部分及び同欄内の枠の部分（以下、順に「本件不開示部分1」ないし「本件不開示部分3」といい、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めるとともに、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象とすべき保有個人情報があるとして、その外の保有個人情報についても開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情

報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件試験は、事業団職員採用のために事業団が独自試験として実施したものであり、第一次試験（教養・作文試験）及び第二次試験（適正・面接試験（第一次面接ないし第三次面接））により採用職員を決定しており、審査請求人に係る最終的な合否判定は、試験結果を受験者ごとに整理した一覧表のみを用いて行っていたため、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定したものであり、事業団は、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していない。

イ なお、審査請求人が主張する適正検査について、同検査の実施者である特定企業から同検査結果として得点及び個人別報告書を受領しているが、第二次試験（第一次面接）の合否判定に、同報告書は用いておらず、本件試験に係る審査請求人の合否判定の材料として用いられた文書に該当しないことから、本件対象保有個人情報として特定しなかったものである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、事業団において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

## 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分1について

本件不開示部分1は、本件試験の第一次試験で実施された教養試験の満点の点数部分であり、諮問庁は、本件試験は事業団独自試験であり、当該教養試験が何点満点の試験であるかは公表しておらず、これを公表すると、一問が何点の試験か、または傾斜配分の有無等が推定されるおそれがあり、今後の採用試験の参考とされ、採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、当該教養試験の配点は公にされていないことから、満点の点数のみを開示しても、今後の採用試験の参考とされ、採用試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示部分1は、法14条5号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) 本件不開示部分2について

本件不開示部分2は、本件試験の第二次試験（第一次面接）として実

施されたグループディスカッションの試験官が行った本人に係る面接評価部分である。当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、試験官が何段階の評価を行っているかは公表しておらず、この評価部分を開示すると、受験者から評価の表面上の不一致や、判定に対する質問や苦情が寄せられるおそれがあり、試験官が率直な意見を面接評価に反映しにくくなるなど、面接試験の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが想定される旨説明しており、この説明は否定し難い。

したがって、本件不開示部分2は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 本件不開示部分3について

本件不開示部分3は、グループディスカッション欄内の枠の部分であり、当該部分を開示すると、その枠の数から試験官の人数が明らかとなると認められる。

諮問庁は、本件試験のグループディスカッションは、複数名の採用担当者が入室しているが、そのうちの何人が面接評価を行っているかは公表しておらず、試験官の人数を開示すると、どの試験官が面接評価をしているのかを推測されるおそれがあり、試験官が観察したこと、感じたことを基に出された率直な意見が面接評価に反映されにくくなり、人物試験等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかし、試験官の人数のみを開示しても、どの採用担当者が試験官であるかを特定することは困難であると考えられることから、当該部分を開示しても、人物試験等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示部分3は、法14条5号柱書きに該当せず、開示すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、事業団において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、グループディスカッション欄の各試験官の面接評価部分については、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、教養欄の満点の点数部分及びグループディスカッション欄内の枠の部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司